

【資料4】基本協定書案に対する質問回答

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	項				
1	基本協定書案	1	第3条	2	逸脱提案事項の訂正等	逸脱事項の判断について乙との協議はしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。また合理的な裁量とはどのようなことを想定されているのでしょうか。	前段については、本件落札者提案等が逸脱提案事項を含むと判断した場合は、落札者に対し、逸脱提案事項を特定し、そのように判断した理由を明示した上で、書面により通知することとされており(第3項)、さらに落札者に対しては、説明の機会が確保されています(第4項)。後段については、病院機構の恣意によるのではなく、本件落札者提案等を病院機構の提示条件に照らし、合理的な検討を行うことを想定しています。
2	基本協定書案	1	第3条	5	逸脱提案事項の訂正等	逸脱提案事項を含むことに起因して甲に追加費用等が生じた場合とありますが、4項に甲の提示条件に合致するよう訂正するとあります。実行する前に訂正するのであれば、その是正措置に要する事務作業や期間以外に追加費用等が生じるとは思えませんが、どのような場合を想定されているのでしょうか。	逸脱提案の確認にあたり、病院機構が別途外部専門家に業務を委託した結果発生する調査費や報酬等を想定しています。
3	基本協定書案	3	第7条	1	(2) 甲による提示条件の変更	本条により甲が提示条件を変更した場合、当該変更により乙またはSPCに発生する追加費用は甲にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	本条項により、病院機構が提示条件を変更したことと相当因果関係にあるものについて発生する追加費用について病院機構が負担します。なお、この変更は事業契約の締結後に行われ、契約金額の増減による調整が行われることになります。
4	基本協定書案	3	第7条	5	(2) 契約保証金等	「本件事業契約の締結と同時に」とありますが、履行保証保険契約を締結するのは、実際建設着工時点になると考えられますので、例えばSPCが将来対応を取る旨の誓約書を提出する等の見直しをご検討願えないでしょうか。	本契約保証金は施設業務期間に施設整備業務費用の100分の10以上を求めるものであり、建設工事着手時では設計時等に保証されないため、原案のとおりとします。
5	基本協定書案	3	第7条	3	審査委員会の要望	乙は、協議に当たっては「審査委員会及び甲の要望を尊重する」とありますが、乙の提案内容が逸脱提案となっていない場合審査会での要望により乙に追加的な費用が発生した場合は甲にて負担いただける又は追加的な費用が発生しない範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。	第7条第3項は、乙の提案内容が逸脱提案となっていないことを前提としつつ、事業契約締結のための実際の協議の中において、提案内容ではカバーされていないような詳細な事項が判明したような場合に、できる限り審査委員会及び甲の要望を尊重するものとする趣旨の規定です。審査委員会及び甲の要望を尊重する結果、乙に追加費用が生じるような場合には、かかる点も含めて、甲及び乙の協議の中で考慮されることになると考えられます。
6	基本協定書案	4	第7条	7・8	事業契約の締結	事業契約締結しない場合の違約金ですが、8項に該当する場合、7項にも該当するとして違約金は計1000分の22ということになるのでしょうか。	8項の規定により契約を締結しなかった場合の違約金は、落札価格の1000分の2となります。
7	基本協定書案	5	第10条		株主間契約の締結	「株主間契約等の締結に当たっては事前に契約内容を提示」とありますが、株主間協定の締結には、各株主の調整等に相当時間を要するものと考えられるため、予め病院機構においてご確認されたい事項を明示いただき、株主間協定とは別に機構が満足する内容及び形式にて提示させていただくことは可能でしょうか。	場合によっては、病院機構が満足する内容及び形式の株主間契約が効率的に締結されるように、病院機構から一定の内容を提示する等の方法も検討します。